

日弁連総第119号
横弁発第5117号
2010年（平成22年）3月18日

法務大臣 千葉景子 殿

日本弁護士連合会
会長 宮 崎 誠
横浜弁護士会
会長 岡 部 光 平

川崎市内の拘置支所の設置について(要望)

貴職が日頃法務行政につき御尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、標記の件につき、日本弁護士連合会及び横浜弁護士会は、1994年10月5日をはじめとして、1996年2月27日、1997年1月21日、2001年12月12日、2003年3月18日、2005年1月27日と過去6度にわたり、川崎市内に拘置支所の設置を求める要望書を提出しており、設置の必要性があることは関係者の間では認識が一致しております。

しかし、この件については遺憾ながら進展が見られません。

前回要望書を提出した際には、「1995年頃から東京矯正管区と横浜刑務所とで、東京建設局の営繕部長に合同庁舎計画があることから法務省関係施設も入れていただきたいと要望している。この計画は、まだ生きており、国土交通省の10か年整備計画の中にある。」旨の説明を法務省側から受けましたが、その後、同計画の進捗状況については、報告を受けておりません。

2006年5月に成立した刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律において、未決拘禁者を代用監獄(代用刑事施設)に収容できることがそのまま維持されましたが、代用であることに変わりはなく、未決拘禁者の本来の収容施設である拘置所の増設は不可欠です。

日本弁護士連合会及び横浜弁護士会は、引き続き、代用監獄の廃止を求めて運動を続けております。いま、川崎市内に拘置支所を設置することは、未決拘禁者の人権に配慮した処遇を行い、横浜地方裁判所川崎支部係属事

件の迅速適正な処理を実現し、関係者の便宜をはかる上で最優先されるべき課題であると考えます。

以上のとおりでありますので、川崎市内に拘置支所を設置する計画について、その後の進捗状況についておうかがいするとともに、早急な設置の実現を改めて要望させていただく次第です。

以 上